

核兵器禁止条約の交渉会議に参加し核兵器禁止条約の実現に  
努力することに関する意見書

昨年12月、第71回国連総会で、「多国間核軍備撤廃交渉の前進」に関する決議案が賛成多数で採択され、3月下旬に国連本部で同決議に基づく交渉会議の前半会議が開催されている。

同会議では、115カ国の非核保有国や市民団体の参加のもと、核兵器の使用や保有などの禁止事項について意見が交わされ、これらを踏まえて議長が条約案を作成し、6月15日からの後半会議で検討されている。

これは、核兵器禁止に向けた歴史的な動きであり、生物兵器や化学兵器が法的拘束力を持つ協定・条約で禁止されたように、核兵器も禁止されることになる。

しかし、日本は、前半会議開始の3月27日、高見沢軍縮会議代表部大使が交渉会議への不参加を表明しており、唯一の被爆国の政府として、後半会議と国連総会に参加し、核兵器の禁止・廃絶の実現に尽力することは、多くの国とNGOの願いである。

よって、国においては、核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、法的拘束力を持つ核兵器禁止条約締結の実現に努力するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月30日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
外務大臣 岸田文雄様  
衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 伊達忠一様